指定更新時確認事項調書

指定番号記入欄

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

①指定給水装置工事事業者の業務内容( チェック欄（□）の該当箇所にチェック☑をいれてください。)

|  |
| --- |
| 休業日、営業時間（修繕対応時間をご記入ください。）　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 通常営業日：　休業日：　[ ] 日曜日 ・ [ ] 祝日 ・ [ ] GW ・ [ ] 年末年始 ・ [ ] お盆 ・ [ ] 土曜日）　　　　　　　　　（詳細記入欄：  |
| 対応可能時間：　 |
| 対応可能エリア：　[ ] 青森・浪岡地区ともに可能　・　[ ] 青森地区のみ　・　[ ] 浪岡地区のみ |
| 出張見積り：　[ ] 有料　・　[ ] 無料　　　　　　　　　[ ] 条件付無料）　　　　　　　（条件付無料の場合の条件：  |
| 漏水等修繕対応の可否　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公表：[ ] 可　[ ] 不可）　　　　 |
| 　[ ]  漏水調査　　[ ]  屋内配管の修繕　　[ ]  屋外配管の修繕（埋設管）　[ ] 凍結管解氷（工法： [ ]  温水噴射 ・　[ ]  蒸気　・　[ ]  電気　））　[ ] その他（ |
| 対応工事種別（新設・改造等）　　　　　　　　　　　　　　　（公表：[ ] 可　[ ] 不可）　　　　 |
| 道路上の工事（配水管の分岐、第一止水栓までの配管など）　（　[ ]  新設・ [ ]  改造　） |
| 宅地内の工事（第一止水栓から給水装置までの配管など）　　（　[ ]  新設・ [ ]  改造　） |
| その他（メールアドレス・緊急連絡先等）※水道部連絡用。こちらは一般公表いたしません。　　　　　　 |
|  |

※公表欄は、ホームページ・お知らせ等への掲載に対する承諾への可否になります。

※業務内容に変更が生じた場合には、すみやかに水道部まで届け出るようお願いします。

②給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去 5 年以内）

水道法施行規則 第３６条

法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準

は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

　４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施

工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名 | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  | 年　　月　　日日 |
|  |  | 年　　月　　日日 |
|  |  | 年　　月　　日日 |
|  |  | 年　　月　　日日 |
|  |  | 年　　月　　日日 |
|  |  | 年　　月　　日日 |
|  |  | 年　　月　　日日 |
|  |  | 年　　月　　日日 |
|  |  | 年　　月　　日日 |
|  |  | 年　　月　　日日 |
|  |  | 年　　月　　日日 |
| 上記の内容の公表の可否（公表は、ホームページ等への掲載を含みます。） |
| [ ]  可 　・　[ ] 不可 |

　　　　　 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。

※「業者説明会（水道部主催）」についても記載してください。(直近:R5.1.20,H31.3.15開催）

また、他都市の水道関連部署の説明会、講習会の受講については、受講を証明する書類（受

講証等）の写しを添付したうえで記載してください。

③過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者 の状況

水道法施行規則

第３６条 法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準

は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の以上を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

※どちらかにチェックが必要です。

# [ ] 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない。

↑上記に該当する場合はこのチェック欄にレ点を記入し、これ以下、記入不要です。

# [ ] 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工する。

（下表に記入してください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の | 配水管への分水栓 | 資格等を有しているか（〇×を記入） | 直近工事年度 |
| の取付・ せん孔、 |
| 給水管の接合、い |
|  | 保有している資格等※ |
| 氏名 | ずれの経験も有し |  |
| （公表対象外） | ているか（〇×を記入） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）  |
| 　　　　　　　　　　　　[ ]  可 　・　[ ] 不可 |

※保有している資格とは・・・

①職業能力開発促進法第 44 条に規定する配管技能士、

②職業能力開発促進法第 24 条に規定する職業訓練校の配管科の過程修了者

③公益 財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者